別表六の一一㈠の記載要領第一号中「控除)」の次に「の規定の適用を受ける場合」を加え、「の規定の適用を受ける場合」を削り、同第一一号を次のように改める。

2　「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配　(1)」から「その他　(5)」までの「①について課される所得税額　②」及び「②のうち控除を受ける所得税額　③」の各欄並びに「所得税額　(8)」、「各連結法人の所得税額の合計額　(14)」、「控除を受ける所得税額　(21)」、「(12)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　(23)」、「(14)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　(24)」及び「配当等以外に係る控除を受ける所得税額のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　(26)」の各欄は、特別措置法第33条第２項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税の額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載すること。

別表六の一一㈠の記載要領に次の一一号を加える。

3　仮決算による連結中間申告により法第81条の29第１項（所得税額等の還付）又は第133条第１項（更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金がある場合において、当該仮決算による連結中間申告に係る連結事業年度の連結確定申告をするときは、当該還付金の額（法第81条の14第２項に規定する連結子法人がある場合は、連結離脱還付金額（当該還付金の額に当該仮決算による連結中間申告における別表六の二(一)「(6)」の「③」の金額のうちに当該仮決算による連結中間申告における同項に規定する連結子法人の同表「(22)」の金額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額をいう。以下この号において同じ。)を控除した金額）を「計　(6)」の「②のうち控除を受ける所得税額　③」の欄の上段に内書として記載すること。この場合において、法第81条の14第２項に規定する連結子法人があるときの連結親法人にあつては、連結離脱還付金額を「個別帰属額 (23の計)＋(25の計)＋(26の計) (22)」の欄の上段に外書として記載すること。

4　「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の「参考」の欄には、源泉徴収（所得税法第２条第１項第45号（定義）に規定する源泉徴収をいう。)に係る所得税の額を証明する書類の有無その他控除を受ける金額の計算に関し参考となる事項を記載すること。

別表六の一一㈠付表、別表六の一一一の一一及び別表六の一一一の一一付表を削る。

別表六の一一㈢及び別表六の一一㈢付表を次のように改める。